

令和6年4月16日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うち石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付)1件、
石油ストーブ(開放式)2件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うちポータブル電源(リチウムイオン)1件、
リチウム電池内蔵充電器2件、ポータブルDVDプレーヤー1件、
布団乾燥機1件、ガラス製容器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし
 1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当 : 土屋、杉浦、庄田

電 話 : 03(3507)9204(直通)

U R L : <https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400048	令和6年3月17日	令和6年4月12日	石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付)	UHB-TP1020	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202400049	令和6年3月22日	令和6年4月12日	石油ストーブ(開放式)	SX-2422Y	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	令和6年4月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400050	令和6年2月28日	令和6年4月12日	石油ストーブ(開放式)	AKP-S248(日本エー・アイ・シー株式会社ブランド)	株式会社千石(日本エー・アイ・シー株式会社ブランド)(輸入事業者)	火災 軽傷1名	店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年4月11日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400042	令和6年4月4日	令和6年4月11日	ポータブル電源（リチウムイオン）	火災	当該製品を充電中、当該製品から発煙とともに火花が生じ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A202400043	令和6年3月14日	令和6年4月11日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202400044	不明	令和6年4月11日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年4月4日
A202400045	令和6年3月23日	令和6年4月12日	ポータブルDVDプレーヤー	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	令和6年4月11日に 消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年4月1日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202400046	令和6年3月29日	令和6年4月12日	布団乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202400047	令和6年3月22日	令和6年4月12日	ガラス製容器	重傷1名	当該製品の蓋を閉めようとしたところ、当該製品が破損し、右手指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし